

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により、地域計画（変更案）を下記のとおり公告・縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 31 日

東松島市長 渥美 巖



記

1. 縦覧期間

自 令和 8 年 8 月 3 日（月）
至 令和 8 年 8 月 17 日（月）

2. 縦覧場所

東松島市役所農林水産課窓口と東松島市ホームページ

3. 意見書の提出方法

該当する利害関係人は、当該地域計画（変更案）に対して意見書を提出することができます。

意見書の提出は書面にて行い、提出は持参、郵送、ファックス及び電子メールによるものとします。意見書には住所、氏名、連絡先、該当地区を必ず記載してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。

4. 意見書の処理

地域計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を合わせて公表しますので、意見書に対する個別の回答は行いません。

なお、意見書の内容を公表する場合、個人が特定され、個人情報や財産等を害する恐れのある場合は公表を控えさせていただきます。

5. 意見書の提出先

持参又は郵送先 〒981-0303 宮城県東松島市小野字新宮前 5 東松島市農林水産課

ファックス番号 0225-87-3830

メールアドレス nousei@city.higashimatsushima.miyagi.jp